

平成〇〇年〇月〇日

△△△銀行 御中

評価会社 ●●●●●

〒 ***-****

東京都 *****

***** ビル

TEL. **-****-****

FAX. **-****-****

融資を目的とした
知的財産権の簡易鑑定による価値評価

〇〇〇〇 株式会社

(金融機関向け調査資料)

目次

■ はじめに	3
■ 対象会社の表示	3
■ 対象会社の概要	4
■ 対象会社の出願動向	5
■ 対象となる知的財産権の明示	6
■ 評価結果	7
■ 本評価のあらまし	8
■ 定性的評価	8
1. 評価手法	8
2. 評価項目	8
[特許権の評価項目]	8
[商標権の評価項目]	12
[意匠権の評価項目]	15
3. 定性的評価の総合判定	17
■ 定量的評価	18
1. 評価手法	18
2. 定量的評価の判定	18

■ はじめに

本評価書は、対象会社 ○○○○株式会社 に対する A B C銀行 による融資可否検討資料を提供する目的で、評価会社・・・・・・・・・・が、同社の保有する後述の知的財産権について、ヒアリング・徴求資料等に基づいて、簡易鑑定による価値評価を行ったものである。

評価の方法は、日本弁理士会知的財産権評価推進センターの評価ガイドラインに準拠して行った。

本価値評価は、知的財産権の定量的評価だけでなく定性的評価も考慮した総合的な評価に基づいて知的財産権の金銭的価値を算定するものである。

定性的評価は、評価ガイドラインと当所の知見に基づいて行った。

定量的評価は、ヒアリング、徴求資料等から読み取った客観的数値・事実を基に当所の見解を示した。

なお、本評価は、各金融機関の融資判断資料の一つとして作成したものであり、融資回収についての責任は負わないものとする。

■ 対象会社の表示

会社名： ○○○○株式会社
本社住所： 東京都・・・・・・・・・・
設立： 昭和○○年
主要工場： 栃木県・・・・・・・・・・
海外拠点： 中国・上海、タイ・バンコク
資本金： ・・・・・・・・千円
代表社： 代表取締役 ○山△夫 様
業種： 空調機器に使用する部品の製造
出願分野： 熱交換器に関する技術
調査窓口： 法務部知的財産課（○野△子課長）

■ 対象会社の概要

対象会社は、昭和〇年に創業者〇村△郎によって設立され、当初は〇〇電機△△工場に・・・・を納入する下請け企業であった。

高度成長期に、得意とする・・・・技術を応用した・・・・が広く世の中に受け入れられ注文が急増。栃木県に新工場を構えてからは・・・・のリーディングカンパニーとして知名度を上げるとともに開発部門が主導する形で経営改革を推進・・・・
・・・・
・・・・
・・・・

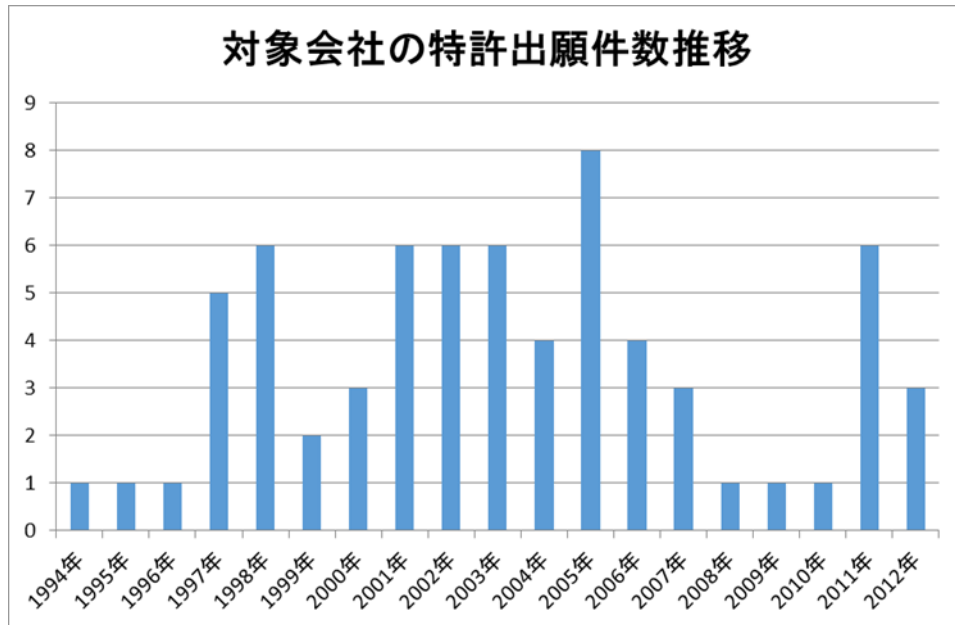
その特許出願件数は次頁（参考資料）のように推移しているが・・・・
・・・・
・・・・

やはり次項に示す技術分野Aに注力する効果により、業界内において一定の評価を得ている。

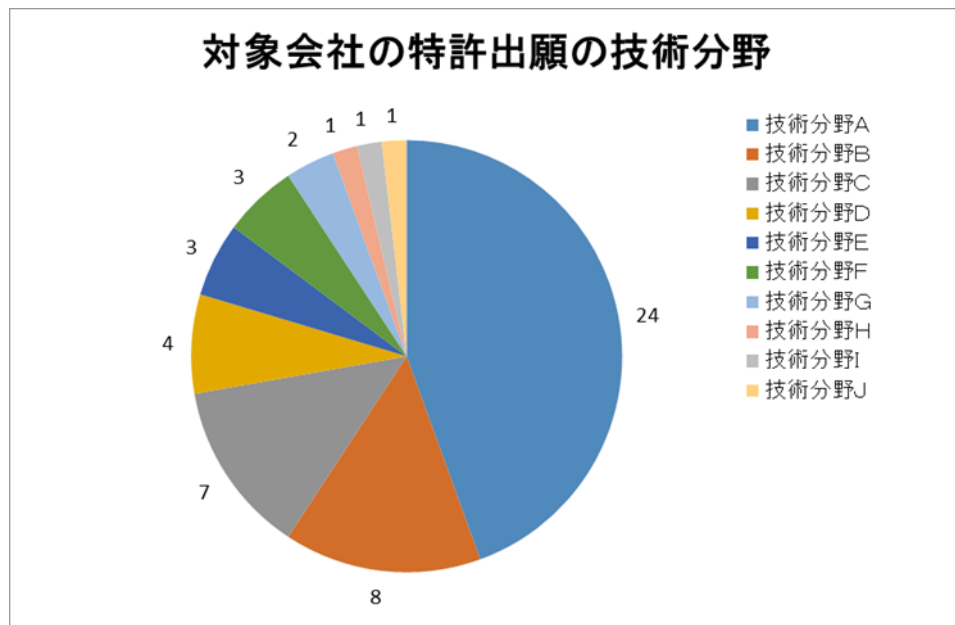
・・・・
・・・・
・・・・
・・・・
・・・・
・・・・
・・・・
・・・・という会社である。

■ 対象会社の出願動向

グラフ1の説明コメント、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。



グラフ2の説明コメント、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。



■ 対象となる知的財産権の明示

本評価書で評価した対象会社の知的財産権は下記の通りである。

[特 許]

登録番号	登録日	出願日	発明の名称
1234567	2010/11/20	2008/10/12	〇〇

(特許の概要)

- ・ 特許発明の権利範囲
- ・ 発明の特徴
- ・ 図面
- ・ その他の情報

[商 標]

登録番号	登録日	出願日	登録商標	指定商品・役務
1234567	2010/11/20	2008/10/12	〇〇	〇〇, 〇〇, 〇〇

(商標の概要)

- ・ 登録商標
- ・ 指定商品又は役務
- ・ その他の情報

[意 匠]

登録番号	登録日	出願日	意匠に係る物品の名称
1234567	2010/11/20	2008/10/12	〇〇

(意匠の概要)

- ・ 意匠に係る物品
- ・ 図面
- ・ その他の情報

■ 評価結果

知的財産権の評価額は下記の通りと算出した。その算出の根拠は次頁以降に述べるものとする。

[特許]

特許番号	定性的評価 (掛け率)	定量的評価 (金額)	総合評価額
1234567	%	円	円
合計			円

[商標]

登録番号	定性的評価 (掛け率)	定量的評価 (金額)	総合評価額
1234567	%	円	円
合計			円

[意匠]

登録番号	定性的評価 (掛け率)	定量的評価 (金額)	総合評価額
1234567	%	円	円
合計			円

■ 本評価のあらまし

本評価は、定性的な評価項目を評価の高いものから順にA、B、Cでランク付けし、それぞれ100%、80%、50%の掛け率を乗じたものの平均値を各評価項目の掛け率とした。

これら掛け率を、定量的に導き出される評価額（免除ロイヤルティ法）に乗じて最終的な評価額とした。

■ 定性的評価

1. 評価手法

知的財産権の定性的評価は、権利の特質を十分に考慮した法的評価を含むものであり、対象となる権利ごとに以下の複数の項目に基づいて評価を行う。評価は、評価項目ごとに3段階（評価の高い順にA、B、C）とする。

2. 評価項目

[特許権の評価項目]

（1）権利の法的安定性

特許権は、特許庁の審査を経て登録されるが、特許の有効性を否定する先行技術が看過されて登録されることもある。このため、第三者には特許を無効化するために特許無効審判を請求する機会が与えられているが、このような特許無効審判の請求に耐えて権利を維持し得る法的安定性をどの程度有しているかについて評価した（資料・・・）。

特許番号	請求項数	拒絶理由通知の回数	引用例数	その他の検討内容	評価
1234567					A

(2) 特許請求の範囲の広狭

特許発明の構成要件（発明特定事項）が多いために権利の範囲が狭くなっているかなど、第三者の実施に対する排他性を特許請求の範囲の広狭に基づいて評価した（資料・・・）。

特許番号	検討内容	評価
1234567		A

(3) 権利の実質的残存期間

特許権は出願から一定期間存続するが、存続期間が長くても技術の陳腐化等により存続期間満了まで同等の価値を維持するとは限らないため、権利満了までの形式的な存続期間と、対象技術のライフサイクルの長さに基づいて、特許が価値を有する実質的な残存期間について評価した。（資料・・・）

特許番号	存続期間	ライフサイクル	実質的な残存期間	評価
1234567				B

(4) 特許発明の技術的な強さ

特許発明が基本特許か周辺特許か、代替技術の有無、権利の回避が容易か否かにより、特許発明の技術的な強さをヒアリング結果に基づいて評価し、さらに、対象技術の実施が容易となるような周辺技術の進歩が見込まれるかについて評価した（資料・・・）。

特許番号	検討内容	評価
1234567		A

(5) 侵害対応の容易性

第三者による特許発明の実施を容易に発見できるか否かについて、発明のカテゴリ（物の発明、方法の発明、生産方法の発明）に基づいて評価する。侵害品のウォッチング、税関への侵害品の輸入差止申立てなど、侵害品の早期発見に対する対策も評価に加えた（資料・・・）。

特許番号	発明のカテゴリ	その他の検討事項	評価
1234567			B

(6) 権利制約要因の有無

対象となる特許について実施許諾や譲渡の制限となり得るような共有権利者が存在しないか、実施が制限されるような実施権が設定されていないか、先使用权のような法定実施権が存在していないかについて、ヒアリング結果に基づいて評価した。

特許番号	共有者の数	その他の制約要因	評価
1234567			B

(7) 第三者の権利取得困難性

特許庁の審査において、対象となる権利の特許出願が他社の特許出願に対する拒絶理由の引用例となっている件数（被引用数）に基づき、第三者の権利取得をどの程度困難にしているかを評価した（資料・・・）。

特許番号	被引用数	評価
1234567		A

(8) 複合権利の有無

対象となる特許の製品について、意匠権、商標権等、他の知的財産権が複合的に重畳している場合は、製品が単一種類の権利のみで保護されているよりも保護が強化されるものとして、対象となる特許が他の知的財産権によってサポートされているかを評価した（資料・・・）。

特許番号	意匠権	商標権	他の権利	評価
1234567				B

[商標権の評価項目]

(1) 権利の法的安定性

商標権は、特許庁の審査を経て登録されるが、商標権の有効性を否定する判断材料が看過されて登録されることもある。このため、第三者には商標権を無効化するために無効審判を請求する機会が与えられているが、このような無効審判の請求に耐えて権利を維持し得る法的安定性をどの程度有しているかについて評価する。一定の無効理由についての除斥期間の経過、不使用取消審判が請求される可能性、防護標章登録の有無、宣伝広告の度合い等についても評価した（資料・・・）。

登録番号	指定商品・役務の数	拒絶理由通知の回数	引用例数	その他の検討内容	評価
1234567					A

(2) 権利範囲の広狭

登録商標の態様に商標の類似範囲を狭くするような構成要素がないか、指定商品・役務の数が少ない或いは無用に限定されていないかなど、第三者の使用に対する排他性を商標の構成態様や指定商品・役務に基づいて評価した（資料・・・）。

登録番号	検討内容	評価
1234567		A

(3) ブランド力

商標は、使用するほど周知性、著名性が高くなり、顧客吸引力を獲得するものであるため、商標の使用年数、使用範囲等についてヒアリングした結果に基づいてブランド力の高さを評価した（資料・・・）。

登録番号	指定商品・役務の数	使用中の商品・役務の数	使用年数	その他の検討内容	評価
1234567					B

(4) 侵害対応の容易性

第三者による登録商標の使用を容易に発見できるか否かについて、侵害品のウォッチング、税関への侵害品の輸入差止申立てなど、侵害品の早期発見に対する対策を評価した（資料・・・）。

登録番号	検討事項	評価
1234567		A

(5) 権利制約要因の有無

対象となる商標権について使用許諾や譲渡の制限となり得るような共有権利者は存在しないか、使用が制限されるような使用権が設定されていないか、先使用権のような法定使用権が存在していないかについて、ヒアリング結果に基づいて評価した（資料・・・）。

登録番号	共有者の数	その他の制約要因	評価
1234567			B

(6) 複合権利の有無

対象となる商標権の商品やサービスについて、特許権、意匠権等、他の知的財産権が複合的に重畳している場合は、製品が単一種類の権利のみで保護されているよりも保護が強化されるものとして、対象となる商標権が他の知的財産権によってサポートされているかを評価した（資料・・・）。

登録番号	特許権	意匠権	他の権利	評価
1234567	○件	○件		B

[意匠権の評価項目]

(1) 権利の法的安定性

意匠権は、特許庁の審査を経て登録されるが、意匠権の有効性を否定する先行意匠が看過されて登録されることもある。このため、第三者には意匠権を無効化するために無効審判を請求する機会が与えられているが、このような特許無効審判の請求に耐えて権利を維持し得る法的安定性をどの程度有しているかについて当所独自の判断手法により評価した（資料・・・）。

登録番号	拒絶理由通知の回数	引用例数	その他の検討内容	評価
1234567				A

(2) 権利範囲の広狭

意匠法では、全体意匠として登録を受ける以外に、部分意匠、関連意匠、秘密意匠、動的意匠、組物の意匠といった保護形式の異なる意匠を登録する特有の制度が設けられ、これら保護形式の相違により登録意匠の権利範囲も変わることに伴う第三者の実施に対する排他性を評価した（資料・・・）。

登録番号	保護形式	その他の検討内容	評価
1234567			A

(3) 権利の実質的残存期間

意匠権は登録から一定期間存続するが、存続期間が長くてもデザインの陳腐化等により存続期間満了まで同等の価値を維持するとは限らないため、権利満了までの形式的な存続期間と、デザインのライフサイクルの長さに基づいて、意匠権が価値を有する実質的な残存期間について評価した（資料・・・）。

登録番号	存続期間	ライフサイクル	実質的な残存期間	評価
1234567				B

(4) 侵害対応の容易性

第三者による登録商標の使用を容易に発見できるか否かについて、侵害品のウォッチング、税関への侵害品の輸入差止申立てなど、侵害品の早期発見に対する対策を評価した（資料・・・）。

登録番号	検討事項	評価
1234567		A

(5) 権利制約要因の有無

対象となる意匠権について実施許諾や譲渡の制限となり得るような共有権利者は存在しないか、実施が制限されるような実施権が設定されていないか、先使用权のような法定実施権が存在していないかについて、ヒアリング結果に基づいて評価した（資料・・・）。

特許番号	共有者の数	その他の制約要因	評価
1234567			B

(6) 複合権利の有無

対象となる意匠権の製品について、特許権、商標権等、他の知的財産権が複合的に重畳している場合は、製品が単一種類の権利のみで保護されているよりも保護が強化されるものとして、対象となる意匠権が他の知的財産権によってサポートされているかを評価した（資料・・・）。

登録番号	特許権	商標権	他の権利	評価
1234567				B

3. 定性的評価の総合判定

定性的評価では、定量評価点への掛け率を、評価A=100%、評価B=90%、評価C=50%とし、各評価項目の掛け率の平均値を定性評価の総合判定とする。

[特 許]

評価項目	評価	掛け率	平均値
権利の法的安定性	A	100%	○%
特許請求の範囲の広狭			
権利の実質的残存期間			
特許発明の技術的な強さ			
侵害対応の容易性			
権利制約要因の有無			
第三者の権利取得困難性			
複合権利の有無			

[商 標]

評価項目	評価	掛け率	平均値
権利の法的安定性	A	100%	○%
権利範囲の広狭			
ブランド力			
侵害対応の容易性			
権利制約要因の有無			
複合権利の有無			

[意 匠]

評価項目	評価	掛け率	平均値
権利の法的安定性	A	100%	○%
権利範囲の広狭			
権利の実質的残存期間			
侵害対応の容易性			
権利制約要因の有無			
複合権利の有無			

■ 定量的評価

1. 評価手法

知的財産権の定量的な評価額算定法としては、主に以下の3つが知られている。

- ①再取得価格や過去の支出額を以って算定するコストアプローチ
- ②類似取引額を参考にしたマーケットアプローチ
- ③収益性に着目したインカムアプローチ

本評価の目的は、融資額の利益償還力を知る目的であるため、3種のうち、インカムアプローチを採用することが妥当と判断できる。

また、インカムアプローチについても、

- ①利用料相場から算定する免除ロイヤルティ法
- ②全体利益からその権利の貢献度で換算する利益分配法
- ③実際の見込収益から現在価値を導き出す超過収益法

が知られているが、前述の目的（融資額の利益償還力）を鑑みて本評価では免除ロイヤルティ法を採用する。

免除ロイヤルティ法では、仮にその権利を第三者が保有していたら支払わねばならなかったであろうロイヤルティ（使用料）を権利有効期間ごとに推定し、正味現在価値で割引したものである。

本評価対象権利は、対象会社の・・・・・・事業計画書から下記の通りの売上高を上げる貢献があると見なした（資料・・・）。

ロイヤルティ率は、〇〇出版 2015 年版『・・・・ロイヤルティ統計』△△製品の平均である5%を採用した。

割引率は、長期プライムレートおよび対象会社の資本調達額から5%とした。

2. 定量的評価の判定

免除ロイヤルティの正味現在価値

【金額単位：千円】

	製品売上高①	ロイヤルティ率② 5%	ロイヤルティ収入 ①×②	正味現在価値
1年目	10,000	5.0%	500	3,559
2年目	11,500	5.0%	575	
3年目	13,000	5.0%	650	
4年目	13,500	5.0%	675	
5年目	14,000	5.0%	700	
6年目	14,500	5.0%	725	
7年目	10,000	5.0%	500	

